

平成 28 年第 2 回野洲市議会定例会提出案件

1 繰越計算書の報告 1 件

□報告第 1 号 平成 27 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

繰越明許費として篠原駅周辺都市基盤整備事業ほか 11 件の事業について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

2 専決処分の承認 3 件

□議第 46 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 27 年度野洲市一般会計補正予算(第 10 号))

①予算額

- ・補正前予算額 2 3, 9 4 1, 0 4 8 千円
- ・補正額 1 2 2, 0 5 7 千円
- ・補正後予算額 2 4, 0 6 3, 1 0 5 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査 (108, 486 千円)
- ・特別交付税の額の確定による増額 (29, 262 千円)
- ・国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金の申請事業の不採択による国庫補助金の減額 (△40, 000 千円)
- ・農林水産省平成 27 年度補正事業である「担い手確保・経営強化事業」の不採択による県補助金の皆減 (△30, 515 千円)

【歳出】

- ・財政調整基金への積立 (181, 169 千円)
- ・不採択となった「琵琶湖の保全と活用」事業の減額とそのうち「野洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定めた理念・目標を具現化するため、市単独で優先的に実施する事業の振替 (△31, 500 千円)
- ・国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額 (1, 275 千円)
- ・平成 26 年度の生活保護費等国庫負担金の精算による国庫負担金返還金 (1, 628 千円)
- ・「担い手確保・経営強化支援事業」の不採択による補助金の皆減 (△30, 515 千円)

□議第 47 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 27 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号))

①予算額

- ・補正前予算額 5, 6 8 5, 0 7 0 千円
- ・補正額 4 2 0 千円
- ・補正後予算額 5, 6 8 5, 4 9 0 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・県支出金の保険給付対策費補助金の確定による増額（995 千円）
- ・出産育児一時金及び保険給付対策費補助金の一般会計負担分として一般会計繰入金
金の増額（1, 275 千円）
- ・上記による財政調整基金繰入金の減額（△1, 850 千円）

【歳出】

- ・出産育児一時金の件数増による補助金の増額（420 千円）

□議第 48 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例等の一部を改正する条例)

地方税法の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例等の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

(1) 野洲市税条例 [第 1 条関係]

- ・第 18 条の 2 第 1 項 「不服申立て」→「審査請求」
- ・第 56 条、第 59 条、附則第 10 条の 3 地方税法の改正に伴う所要の規定の整備
- ・附則第 10 条の 2 わがまち特例の導入に伴う所要の規定の整備

(2) 野洲市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年野洲市条例第 28 号）[第 2 条関係]

- ・市たばこ税に関する経過措置の読み替え規定の整備

②施行日 平成 28 年 4 月 1 日

3 補正予算 1 件

□議第 49 号 平成 28 年度野洲市一般会計補正予算(第 1 号)

①予算額

- ・補正前予算額 2 0, 7 3 0, 0 0 0 千円
- ・補正額 1 1, 3 6 0 千円
- ・補正後予算額 2 0, 7 4 1, 3 6 0 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・多子世帯等の保育料負担軽減事業による私立保育所の保護者負担金収入見込み（△4,432 千円）、公立保育所の使用料収入見込み（△3,540 千円）、公立幼稚園の使用料収入見込み（△2,291 千円）の減額
- ・多子世帯等の保育料負担軽減事業により軽減される保育料に対する保育所運営費負担金の国庫負担分（1,360 千円）と県負担分（680 千円）の増額
- ・民間保育所における I C T 化推進等の業務効率化事業に対し交付される国庫補助金の皆増（4,125 千円）
- ・滋賀県多子世帯子育て応援事業として第 3 子以降の保育料軽減を対象とする県補助金の皆増（5,712 千円）

【歳出】

- ・「野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の改正に伴う費用負担の増額（180 千円）
- ・多子世帯等の保育料負担軽減事業に対応するための保育料システム改修事業委託料の計上（5,379 千円）
- ・民間保育所が行う I C T 化推進のための保育システム導入経費等に対する保育対策総合支援事業費補助金の計上（5,500 千円）

4 条例の制定・改廃 5 件

□議第 50 号 野洲市くらし支えあい条例

消費者被害、その他の市民のくらしの問題の背景にある経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題の解決と生活再建を図るため、消費生活センターの設置や訪問販売に係る事業者登録の実施、生活困窮者等への支援等に関して条例を制定する。

施行日 平成 28 年 10 月 1 日

□議第 51 号 野洲市印鑑条例の一部を改正する条例

個人番号カード（マイナンバーカード）を活用し、平成 28 年 10 月から証明書コンビニ交付サービスを開始するため、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末で印鑑登録証明書が発行できるよう、所要の改正を行う。

施行日 平成 28 年 10 月 1 日

□議第 52 号 野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令改正により、選挙運動における選挙運動用自動車の借入れや選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額の変更があったことに伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・自動車の借入れ 15,300 円/日→15,800 円/日
- ・自動車の燃料費 7,350 円/日→7,560 円/日
- ・ビラの作成 1 枚当たり 7 円 30 銭→7 円 51 銭
- ・ポスターの作成 1 枚当たり 510 円 48 銭→525 円 6 銭
- ・ポスターの企画費 301,875 円→310,500 円

②施行日 公布の日

□議第 53 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例

個人番号カード（マイナンバーカード）を活用し、平成 28 年 10 月から証明書コンビニ交付サービスを開始するため、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末で発行する証明書の交付手数料について、所要の改正を行う。

①概要

- ・戸籍謄抄本 350 円
- ・住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書、租税公課に関する証明書 200 円

②施行日 平成 28 年 10 月 1 日

□議第 54 号 野洲市一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

平成 28 年 10 月 1 日に（新）野洲クリーンセンターを設置することに伴い、所要の改正を行う。

①概要

- ・第 2 条 施設の位置の変更 大篠原 3333 番地 2→大篠原 3335 番地
- ・第 3 条 稼動期間は 25 年間とし、次期中間処理施設の新設については、行政区域の変更あるいは大篠原自治会からの受入れの表明があったときを除き、大篠原地域以外とする
- ・第 4 条 市民活動施設（研修室、会議室、自由スペース、展示スペース、工房室）の設置
- ・第 5 条 多目的広場の設置
- ・第 7 条 研修室、会議室は有料とする
- ・付則第 2 項 使用料条例の一部改正（研修室、会議室の使用料を規定）

②施行日 平成 28 年 10 月 1 日（第 5 条のみ平成 29 年 4 月 1 日）

[追加予定]

☐議第 号 工事請負契約について（野洲クリーンセンター解体工事）